

令和7年第4回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和7年4月9日（水） 午前11時00分から午後0時03分まで

2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室3

3 出席者 教育長職務代理者 佐藤正司
教育委員 後藤明美
教育委員 志水千鶴

説明のため出席した職員

事務局長 小塚和宣
教育参事 山中洋子
学校教育課長 菊地智行
生涯学習課長 青井宏司
教育専門員 渡邊亘宏

4 傍聴者 なし

5 議題 日程第1 前回会議録の承認

日程第2 事業報告

日程第3 付議案件

（1）承認第3号 豊山町立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部改正に係る代決について

（2）報告第9号 豊山町就学援助費交付要綱の一部改正について

（3）報告第10号 令和7年度豊山町立小中学校の教務主任等の発令について

（4）報告第11号 令和6年度第1回豊山町文化財保護審議会について

（5）報告第12号 令和6年度第2回豊山町生涯学習推進審議会について

日程第4 その他

6 議事内容

開会の宣告（午前11時）

佐藤職務代理者： 改めて、皆様おはようございます。

昨日の小学校入学式と本日の中学校入学式については連日でお疲れ様でした。

おかげさまで好天の下、今年は桜も奇跡的に入学式までもちまして、爽やかな入学式を迎えることができました。

特に昨日の小学校の入学式については、本当に初々しい子どもたちの姿を久し振りに見て、この子たちが6年後に中学校に入るんだと考えながら、子どもたちの可能性とそれを支える先生方の苦労を想像しながら、教育委員会として責任の重大さを感じました。

教育委員会も4月から小塚事務局長と青井生涯学習課長を新メンバーとして新体制が始まりました。小塚事務局長は以前、生涯学習を経験されて社会教育主事の資格も持っており、青井課長も学校教育や社会教育センターを経験しており、2人とも即戦力として期待しています。

ただ、教育長が不在ということで、山中参事、渡邊専門員にご負担がかかりますが、ご指導いただき急場をしのいでいただきたいと思います。皆様のご協力の下で乗り切りたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、ただいまから令和7年第4回豊山町教育委員会定例会を開会します。

【日程第1 前回会議録の承認】

佐藤職務代理者： 議事に入ります前に、事前に配付させていただいた、令和7年3月19日（水）に開催いたしました令和7年第3回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このまま承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

佐藤職務代理者： 令和7年第3回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

【日程第2 事業報告】

事務局長： 前回定例会からこの間の事業報告をいたします。

令和7年3月19日（水）から令和7年4月9日（水）まででございます。

3月19日（水）に小学校の卒業式を開催しました。

3月24日（月）に第3回文化振興事業実行委員会を開催しました。

3月25日（火）に名古屋空港ロータリークラブの防犯ブザー寄附贈呈式を開催しました。防犯ブザー147個を寄贈していただきました。

3月26日（水）に第2回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会を開催しました。

3月27日（木）に臨時町内校長会議を開催しました。議題は、4月当初の依頼事項について、令和7年度予算について、辞令伝達式について、令和7年3月議会一般質問について、年度替わりの対応についてを

取り上げました。

3月31日(月)に豊山町教育委員会教職員退職辞令伝達式を開催しました。退職教員は2名でした。

4月1日(火)に豊山町教育委員会教職員辞令伝達式を開催しました。教職員は16名でした。

同じく4月1日(火)に第97回選抜高等学校野球大会に出場した志学館高等学校2年生の村井悠徳さんが表敬訪問され、町長に結果を報告されました。

4月6日(日)にスポーツ少年団入団式を開催しました。213名が入団しました。

4月7日(月)にスポーツ推進委員定例会を開催しました。

4月8日(火)に小学校の入学式を開催しました。

4月9日(水)に中学校の入学式を開催しました。

以上でございます。

【日程第3 付議案件】

佐藤職務代理者： それでは、付議案件に入ります。

「承認第3号 豊山町立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部改正に係る代決について」、「報告第9号 豊山町就学援助費交付要綱の一部改正について」は、関連がありますので一括で説明していただきます。事務局お願いします。

学校教育課長： 一説明—

佐藤職務代理者： 事務局より説明がありました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

後藤委員： 主旨は分かりました。分かりやすくまとまっていて、ありがたかったです。

佐藤職務代理者： 規則を改正することによる新たな対象見込者は6名なのですね。学用品費等の支給限度額はあるのですか。それとも定額ですか。

学校教育課長： 自治体によって異なりますが、豊山町の場合について申し上げますと、国の要綱に準ずる形で実態に合わせて、例えば修学旅行でいくらかかったかなどを学校に確認しながら支給しています。

佐藤職務代理者： それは、町の要綱では上限額を定めていないということですか。

学校教育課長： 要綱の中には定めていませんが、町民向けの説明チラシで、国の基準に基づき毎年度金額を変更しますとお知らせしています。参考として、前年度の学用品費であれば小学生は全学年11,630円、中学生は全学年22,730円、通学用品費であれば学年によって変わりますが、およそ2,270円となっています。

- 佐藤職務代理者： 対象となるものがあって、それぞれに基準額があり、それを積み上げた額が申請額になるイメージでよいですか。
- 学校教育課長： 援助要件に該当すれば、全ての費目について援助しています。
- 佐藤職務代理者： 例えば、学年や経済状況によって想定される額があり、それがパッケージされていて、いくら申請があっても交付される額が決まっているということですか。
- 学校教育課長： 申請する人の収入等によって交付額が変わるわけではなく、所属する学年によって金額が変わります。
- 佐藤職務代理者： ある程度の基準はあるわけですね。
- 学校教育課長： 国の基準が基になっています。
- 佐藤職務代理者： 私立の方は私学助成制度があるわけですね。
- 学校教育課長： 県の方であります。
- 後 藤 委 員： 現在、国立や県立の学校に通っている6名の方には直接個別の連絡ではなく、広報等で周知されているということで良いですね。
- 学校教育課長： そうです。小学校卒業後の動向については、教育委員会では把握しておりませんので、広報や町ホームページ等で周知という形を取らせていただいています。
- 佐藤職務代理者： 助成対象の国立や県立学校で、地元自治体では援助制度があるので必要があれば申請してくださいというアナウンスがあってもいいと思う。
- 学校教育課長： 県立学校では行くと聞いています。
- 佐藤職務代理者： そのような流れがあるということですね。利用する、しないは別にして、このような制度があるということをアナウンスがあると良いですね。
- 他にご意見等ないようですので、ただいまの承認第3号について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
- (異議なしの声)
- 佐藤職務代理者： 承認第3号は、原案どおり承認されました。
- 続いて「報告第10号 令和7年度豊山町立小中学校の教務主任等の発令について」、事務局から説明をお願いします。
- 教 育 参 事： —説明—
- 佐藤職務代理者： 事務局より説明がございました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。
- ご意見等ないようですので、続いて「報告第11号 令和6年度第1回豊山町文化財保護審議会について」、事務局から説明をお願いします。
- 生涯学習課長： —説明—
- 佐藤職務代理者： 事務局より説明がございました。ただいまの説明について、何かご意

見、ご質問はございますか。

後 藤 委 員： 千松寺の楠は、固めるということで切ることではないわけですね。

生涯学習課長： 切ります。切った部分を展示し、根っ子部分を固める予定です。その他、不用になった部分もあり、その部分を活用してもらいたいという意見がありました。

後 藤 委 員： そのような状態で町の文化財指定というのは、どうなのかと思います。

佐藤職務代理者： 私も同じ意見です。文化財指定は天然記念物なので、植物としての存在価値が歴史上意義深いということで文化財指定されているはずです。指定の経緯を考えると、切られた状態のものをそのまま文化財指定し続けるのかどうかを、一度どこかで考える必要があると思います。

根っ子のみを残すということが、文化財としての意義があるのか、特に記念物についてはそういった考え方もありますので、一度文化財保護審議会の中にこの話を戻してもらって議論していただく必要があると思います。それについては、後藤委員も同じだと思いますので、一度ご検討ください。

佐藤職務代理者： 他にご意見等ないようですので、ただいまの議案について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

佐藤職務代理者： 続いて、「報告第12号 令和6年度第2回豊山町生涯学習推進審議会について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： —説明—

佐藤職務代理者： 事務局より説明がございました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

質問いいですか。現在、生きがいタウンは全戸配布していますか。

事 務 局 長： 以前に比べて冊子が分厚くなっていることもあり、全戸配布はしていません。公共施設の窓口やコンビニエンスストアに設置させてもらっています。

佐藤職務代理者： 9ページには、広報に折り込み全戸配布すると書いてあります。何を全戸配布しているのですか。わくわくクラブのチラシですか。

生涯学習課長： 全戸配布は生きがいタウンのチラシです。今年の9月から配布予定です。

佐藤職務代理者： どういうチラシですか。

生涯学習課長： 生きがいタウンの講座申込QRコードの付いたチラシです。その分、生きがいタウンの発行部数は減らしています。

後 藤 委 員： チラシにQRコードが付いているのですね。

佐藤職務代理者： そうすれば、冊子は取りに行かなくてもいいですし、発行部数を減らすことで節約にもなりますね。

後 藤 委 員： 対象となる年齢層に、QRコードは使えこなせそうですか。

佐藤職務代理者： 使えない高齢の方は、これまで通り併用で冊子を見てもらって、全戸配布しないという考え方の中で、徐々に部数を減らしていく形で工夫して進めてください。

しかし、図書の貸出冊数がすごく減っていますね。

事 務 局 長： はい。

佐藤職務代理者： 紙媒体の読書離れも含めてですが。現在、学校の図書室と社会教育センターの図書室の連携はどうなっていますか。小さい時からの読書習慣や読書感想文をきっかけにして、本に親しむということは大事です。例えば、学校で社会教育センターの本が借りられるとか、何か上手にできればいいなと思います。

蔵書もたくさんありますし、本の入替を行う必要もあります。毎年、廃棄する本もあると思いますので、そういう本も活用して連携して欲しいです。

後 藤 委 員： 子どもは学校の図書室にあるものから借りてくることが多いです。それに加えて社会教育センターまで行って借りるのは、かなり読書するモチベーションが高くないとしないですね。

佐藤職務代理者： そうですね。読書が好きな子は社会教育センターまで足を運びます。しかし、それ以外の子までは読書の習慣が広がっていないですね。PR方法も含めて何かキャンペーンをして盛り上げていくのは大事かもしれない。

後 藤 委 員： 子どもたちの間で人気な本は、学校で借りられないということもあると思うので、そういう本を充実させるとか、何か社会教育センターに足を運ぶきっかけづくりを検討して欲しいです。

佐藤職務代理者： 学校の図書室は、背表紙等が日焼けしてしまっている図鑑などがあるイメージがあります。

事 務 局 長： 最近はそうでもないです。雑誌も置いてあり、昔のイメージとは違っていています。

志 水 委 員： 志水小学校に関していえば、児童のお母さんが図書室のボランティアをしています。志水小学校は図書室が4階にあるので、子どもたちが足を運ばない暗い感じの場所だったのを、明るく足を運びやすい場所にできるように活動しています。その活動を他の学校でもやってもらえればいいかなと思います。

あとは、お母さんどうしの会話で、社会教育センターの蔵書が少ない

ので読みたい本がなく、小牧市など近隣の図書館に行っているという声をよく聞きます。こういう本を入れて欲しいとリクエストする意見箱があるといいなと思います。

佐藤職務代理者： 意見箱はありますよ。

後 藤 委 員： これまで以上にリクエストできるということの周知や新しい本を入れていただけると、もっと利用が増えるのではないかと思います。

佐藤職務代理者： 読み聞かせもやっているのですか。

事 務 局 長： やっています。

佐藤職務代理者： 小さい時から本に親しんでもらう機会は大事ですね。

人気のある本は、貸出すると2週間戻ってこないで、1冊だけではなくて複数入れてもらえると良いですね。

話題になっている本は大人も読みたいですし、そういうところから貸出冊数も増えていくので、いろいろ考えてもらえるといいですね。

他に何かご意見、ご質問はございますか。

他にご意見等ないようですので、以上で付議案件を終わります。

【日程第4 その他】

佐藤職務代理者： 次に「その他」の事項に入ります。

事務局から、その他報告事項等がありますか。

学校教育課長： 一次回教育委員会定例会の開催日時について—

佐藤職務代理者： 他に委員の皆様から何かご発言があればお願いします。

(発言なし)

閉会の宣告（午後0時03分）

佐藤職務代理者： 以上で、令和7年第4回豊山町教育委員会定例会を閉会します。

令和7年第4回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和7年4月9日（水）

午前11時00分

場 所：豊山町役場 3階 会議室3

1 開会の宣告

2 前回会議録の承認

3 事業報告

4 付議案件

- (1) 承認第 3号 豊山町立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部改正に係る代決について
- (2) 報告第 9号 豊山町就学援助費交付要綱の一部改正について
- (3) 報告第10号 令和7年度豊山町立小中学校の教務主任等の発令について
- (4) 報告第11号 令和6年度第1回豊山町文化財保護審議会について
- (5) 報告第12号 令和6年度第2回豊山町生涯学習推進審議会について

5 その他

6 閉会の宣告

承認第3号

豊山町立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部改正に係る代決について

豊山町教育委員会事務決裁規程第5条第1項及び第2項に基づき、事務局長が豊山町立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部改正に係る事務の代決を行ったことについて、同規程第7条第1項に基づき、承認を求める。

令和7年4月9日提出

豊山町教育委員会教育長職務代理者 佐藤 正 司

提出理由

この案を提出するのは、豊山町立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部改正について、豊山町教育委員会事務決裁規程第5条第1項及び第2項に基づき、事務局長が事務の代決を行ったため、同規程第7条第1項により、承認を求める必要があるからである。

豊山町教育委員会規則第 2 号

豊山町立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則

豊山町立小学校及び中学校の就学に関する規則(平成 19 年豊山町教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号(その 1) 及び様式第 2 号(その 1) 中「愛知教育大学附属学校、私立学校(義務教育課程のある学校)、特別支援学校(盲・聾・養護学校等)」を「他市町村立の学校又は国立・都道府県立・私立の学校」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

豊山町立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
様式第1号(その1)(第4条関係) 就 学 通 知 書 年 月 日 保護者 様 豊山町教育委員会 印 下記の者は、本年4月1日をもって(小学校又は中学校)へ就学する始期に達しますので、入学式にこの通知書を持参して、就学されるよう通知します。 記 住 所 氏 名 生 年 月 日 年 月 日 性 別 就学する学校 注 1 次に該当する方は、教育委員会に連絡してください。 ○ 上記の就学指定校以外の学校(他市町村立の学校又は国立・都道府県立・私立の学校)に入学を希望される方 ○ 就学するまでの期間に、転出・転居等を予定している方 ○ 通知書の住所その他の記載事項に異動又は疑問がある方 2 次に該当する場合には、教育委員会に相談していただいた上で、所要の手続を行ってください。 ○ 本人又はご家庭の事情により、上記就学指定校以外の町立学校に就学を希望される場合には、その理由等を証する書類等を添えて教育委員会に指定校変更の申立をしてください。(指定校変更の申立ができるのは、承諾基準に該当する場合で、小学校のみとします。) ○ 病気その他の理由で就学できないときは、医師の診断書等を添えて、就学義務の猶予又は免除の申立をしてください。 3 その他お尋ねの事項がありましたら、教育委員会事務局学校教育課学校教育グループ(電話)へお問合せください。	様式第1号(その1)(第4条関係) 就 学 通 知 書 年 月 日 保護者 様 豊山町教育委員会 印 下記の者は、本年4月1日をもって(小学校又は中学校)へ就学する始期に達しますので、入学式にこの通知書を持参して、就学されるよう通知します。 記 住 所 氏 名 生 年 月 日 年 月 日 性 別 就学する学校 注 1 次に該当する方は、教育委員会に連絡してください。 ○ 上記の就学指定校以外の学校(愛知教育大学附属学校、私立学校(義務教育課程のある学校)、特別支援学校(盲・聾・養護学校等))に入学を希望される方 ○ 就学するまでの期間に、転出・転居等を予定している方 ○ 通知書の住所その他の記載事項に異動又は疑問がある方 2 次に該当する場合には、教育委員会に相談していただいた上で、所要の手続を行ってください。 ○ 本人又はご家庭の事情により、上記就学指定校以外の町立学校に就学を希望される場合には、その理由等を証する書類等を添えて教育委員会に指定校変更の申立をしてください。(指定校変更の申立ができるのは、承諾基準に該当する場合で、小学校のみとします。) ○ 病気その他の理由で就学できないときは、医師の診断書等を添えて、就学義務の猶予又は免除の申立をしてください。 3 その他お尋ねの事項がありましたら、教育委員会事務局学校教育課学校教育グループ(電話)へお問合せください。

豊山町立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部改正新旧対照表

新

様式第2号(その1)(第4条関係)

入学通知書

年 月 日

保護者様

豊山町教育委員会 印

下記の学齢児童・生徒について、指定された学校へ入学されるよう通知します。

現 住 所	
入 学 期 日	年 月 日

フリガナ	学年・生年月日	性別	指定する学校	保護者との続柄
児童・生徒氏名				
	学年		豊山町立 学校	
	年 月 日			
	学年		豊山町立 学校	
	年 月 日			
	学年		豊山町立 学校	
	年 月 日			
	学年		豊山町立 学校	
	年 月 日			

注 1 就学予定者の方で、上記の就学指定校以外の学校(他市町村立の学校または国立・都道府県立・私立の学校)に入学を希望されるとき、又は病気その他の理由で就学義務の猶予又は免除申立をされるときは、教育委員会に申し出てください。

2 そのほか、本人又はご家庭の事情により、上記就学指定校以外の町立小学校に就学を希望される場合には、教育委員会に指定校変更の申立をしてください。

(指定校変更の申立ができるのは、承諾基準に該当する場合で、小学校のみとします。)

旧

様式第2号(その1)(第4条関係)

入学通知書

年 月 日

保護者様

豊山町教育委員会 印

下記の学齢児童・生徒について、指定された学校へ入学されるよう通知します。

現 住 所	
入 学 期 日	年 月 日

フリガナ	学年・生年月日	性別	指定する学校	保護者との続柄
児童・生徒氏名				
	学年		豊山町立 学校	
	年 月 日			
	学年		豊山町立 学校	
	年 月 日			
	学年		豊山町立 学校	
	年 月 日			
	学年		豊山町立 学校	
	年 月 日			

注 1 就学予定者の方で、上記の就学指定校以外の学校(愛知教育大学附属学校、私立学校(義務教育課程のある学校)、特別支援学校(盲・聾・養護学校等))に入学を希望されるとき、又は病気その他の理由で就学義務の猶予又は免除申立をされるときは、教育委員会に申し出てください。

2 そのほか、本人又はご家庭の事情により、上記就学指定校以外の町立小学校に就学を希望される場合には、教育委員会に指定校変更の申立をしてください。

(指定校変更の申立ができるのは、承諾基準に該当する場合で、小学校のみとします。)

報告第9号

豊山町就学援助費交付要綱の一部改正について

豊山町就学援助費交付要綱の一部改正について報告します。

豊山町告示第27号

豊山町就学援助費交付要綱（平成20年豊山町告示第27号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

豊山町長 服 部 正 樹

第2条第1項中「在学する児童生徒又は就学予定者の保護者」を「就学する児童生徒又は就学を予定している者の保護者」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、町内に住所を有し、学校教育法施行令第9条の承諾を得て、国若しくは豊山町以外の地方公共団体が設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に就学する児童生徒又は就学を予定している者の保護者のうち、豊山町以外の市区町村（以下「他の市区町村」という。）から就学援助費の交付を受けていないものは、対象者とする。

第2条第3項中「自治体」を「市区町村」に改め、「その児童生徒が豊山町立学校に在学する保護者」を「豊山町立学校に就学する児童生徒又は就学を予定している者の保護者」に改める。

第8条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、都道府県が設置する小学校又は中学校（以下「都道府県立学校」という。）に就学する児童生徒の保護者に交付する医療費及び学校給食費はこの限りでない。

第8条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、学校長が就学援助費振込先変更依頼書（様式第10号）に、保護者が提出した就学援助費学校指定口座振込依頼書（様式第11号）を添付して町長に提出したときは、町長は学校長が指定する金融機関の口座へ振り込むことができる。

別表中

「

医療費	要保護者 準要保護者
-----	---------------

」を

「

医療費	要保護者 準要保護者 （国立学校 に就学する 児童生徒の 保護者は除 く。）
-----	--

」に、

「

学校給 食費	準要保護 者	全学年	豊山町給食センターの給食費等に関 する規程（平成20年豊山町教育 委員会規程第4号）第3条第1 項に規定する給食費を援助する。	給食費に直接 充当
-----------	-----------	-----	--	--------------

」を

「

学校給 食費	準要保護 者 （国立学 校に就学 する児童 生徒の保 護者は除 く。）	全学年	豊山町給食センターの給食費等に関 する規程（平成20年豊山町教育 委員会規程第4号）第3条第1 項に規定する給食費を援助する。 ただし、豊山町立学校以外の学校 に就学する場合は、児童生徒が受 けた給食で、保護者が負担する額 を援助する。	給食費に直接 充当（都道府 県立学校に就 学する場合は、 設置者により 交付）
-----------	--	-----	---	--

」に

改める。

様式第1号その1（表）中「豊山町立」を削る。

様式第1号その2（表）中「豊山町立」を削り、同様式（裏）中「豊山町立学校」を「就
学予定学校」に改める。

様式第4号中

「

1学期分は	8月上旬
2学期分は	12月上旬

年3月下旬

」を

「

1学期分は 8月 2学期分は 12月
年3月

」に改める。

様式第5号（裏）を次のように改める。

(裏)

準要保護児童生徒に対する援助項目一覧

援助項目	対 象		援助額	支払予定時期	備 考
新 入 学 児 童 生徒学用品費	小学校 1年 中学校 1年		対象学年別で 規定する額	8月	4月1日の準要 保護認定者の み。 前年度に就学 予定者として 援助を受けた 者は除く。
学 用 品・ 通 学 用 品 費	全 学 年	小学校1年 小学校2～6年 中学校1年 中学校2～3年	対象学年別で 規定する額	4～7月分は8月 8～11月分は12月 12月～3月分は3月	新入学児童生 徒学用品費の 対象者は通学 用品費の対象 としない。
校 外 活 動 費 (宿泊を伴う もの)	小学校 5年 中学校 1年 中学校 2年		実費 (限度あり)	1学期分8月 2学期分12月 3学期分3月	認定月以降に 実施された行 事に参加した 場合
校 外 活 動 費 (宿泊を伴わ ないもの)	実施学年		実費 (限度あり)	1学期分8月 2学期分12月	同上
修 学 旅 行 費	小学校 6年 中学校 3年		実費 (限度あり)	1学期分8月 2学期分12月	同上
医 療 費	全学年		保護者負担額	医療券を学校に提 出した日の翌月以 降	治療内容は、 下記の疾病の み。 国立学校の児 童 生 徒 は 除 く。
学 校 給 食 費	全学年		実費	4～7月分の引落とされた学校給食 費は9月以降に還付し、9月以降の 学校給食費は免除する。 国立学校の児童生徒は除く。	

※ 医療費は、学校保健安全法施行令第8条に示される「トラコーマ及び結膜炎(アレルギー性結膜炎は対象外)」、「白癬、疥癬及び膿痂疹」、「中耳炎」、「慢性副鼻腔炎及びアデノイド(急性副鼻腔炎・アレルギー性副鼻腔炎は対象外)」、「う歯」、「寄生虫(虫卵保有を含む。)」の治療に要した経費について援助します。

※ 都道府県立学校の医療費及び学校給食費は、都道府県から援助されます。

※ 支払時期については、事務処理上前後することがあります。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

豊山町就学援助費交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(対象者) 第2条 就学援助費の対象者は、町内に住所を有し、かつ、豊山町立小学校若しくは豊山中学校（以下「豊山町立学校」という。）に<u>就学する児童生徒又は就学を予定している者の保護者</u>（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）とする。 2 <u>前項の規定にかかわらず、町内に住所を有し、学校教育法施行令第9条の承諾を得て、国若しくは豊山町以外の地方公共団体が設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に就学する児童生徒又は就学を予定している者の保護者のうち、豊山町以外の市区町村（以下「他の市区町村」という。）から就学援助費の交付を受けていないものは、対象者とする。</u> 3 前2項の規定にかかわらず、他の<u>市区町村</u>に住所を有し、<u>豊山町立学校に就学する児童生徒又は就学を予定している者の保護者のうち、町内に住所を有しないことについて相当の理由があると認めるものは対象者とする。</u> (就学援助費の交付) 第8条 就学援助費の交付は、保護者が開設する金融機関の普通預金又は当座預金の口座に振り込むことにより行う。<u>ただし、都道府県が設置する小学校又は中学校（以下「都道府県立学校」という。）に就学する児童生徒の保護者に交付する医療費及び学校給食費はこの限りでない。</u>	(対象者) 第2条 就学援助費の対象者は、町内に住所を有し、かつ、豊山町立小学校若しくは豊山中学校（以下「豊山町立学校」という。）に<u>在学する児童生徒又は就学予定者の保護者</u>（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）とする。 2 <u>前項の規定にかかわらず、町内に住所を有し、学校教育法施行令第9条の承諾を得て、豊山町以外の市町村（特別区を含む。以下「他の自治体」という。）が設置する小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）にその児童生徒を就学させている保護者のうち、他の自治体から就学援助費の交付を受けていないものは、対象者とする。</u> 3 前2項の規定にかかわらず、他の<u>自治体</u>に住所を有し、<u>その児童生徒が豊山町立学校に在学する保護者のうち、町内に住所を有しないことについて相当の理由があると認めるものは対象者とする。</u> (就学援助費の交付) 第8条 就学援助費の交付は、保護者が開設する金融機関の普通預金又は当座預金の口座に振り込むことにより行う。<u>ただし、学校長が就学援助費振込先変更依頼書（様式第10号）に、保護者が提出した就学援助費学校指定口座振込依頼書（様式第11号）を添付して町長に提出したときは、町長は</u>

豊山町就学援助費交付要綱の一部改正新旧対照表

新					旧				
2 前項の規定にかかわらず、学校長が就学援助費振込先変更依頼書（様式第10号）に、保護者が提出した就学援助費学校指定口座振込依頼書（様式第11号）を添付して町長に提出したときは、町長は学校長が指定する金融機関の口座へ振り込むことができる。					学校長が指定する金融機関の口座へ振り込むことができる。				
別表（第7条関係）					別表（第7条関係）				
項目	対象者区分	対象学年	内容等	交付方法	項目	対象者区分	対象学年	内容等	交付方法
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
医療費	要保護者 準要保護者 （国立学校に就学する児童生徒の保護者は除く。）	全学年	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要した費用（社会保険等に参加している場合には、被扶養者として社会保険等の給付を受けられる額を控除した額）	確定後支払い	医療費	要保護者 準要保護者	全学年	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要した費用（社会保険等に参加している場合には、被扶養者として社会保険等の給付を受けられる額を控除した額）	確定後支払い
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
学校給食費	準要保護者 （国立学校に就学する児童生徒の保護者は除く。）	全学年	豊山町給食センターの給食費等に関する規程（平成20年豊山町教育委員会規程第4号）第3条第1項に規定する給食費を援助する。ただし、豊山町立学校以外の学校に就学する場合は、児童生徒が受けた給食で、保護者が負担する額を援助する。	給食費に直接充当（都道府県立学校に就学する場合は、設置者により交付）	学校給食費	準要保護者	全学年	豊山町給食センターの給食費等に関する規程（平成20年豊山町教育委員会規程第4号）第3条第1項に規定する給食費を援助する。	給食費に直接充当
略					略				

豊山町就学援助費交付要綱の一部改正新旧対照表

新

様式第1号その1(第4条関係)

(表)

申請日年 月 日

豊山町長

年度 就学援助費申請書

裏面のとおり同意しますので、年度就学援助費を申請します。

記入者 (保護者)	ふりがな				
	氏 名				
児 童 生 徒 の 状 況	氏 名	生 年 月 日	学 校 名 ・ 学 年 ・ 組 ・ 番 号		
		・ ・	学 校 年 組 番		
		・ ・	学 校 年 組 番		
		・ ・	学 校 年 組 番		

住 所				
電 話	自 宅 () 連絡先 ()	— 【携帯 ・ 勤務先 ・ 】		
世帯構成 (該当児童生徒を含む)	ふ り が な 氏 名	生年月日	4月1日 現在年齢	職業(勤務先等)又は学校名・学年
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
	家族の状況	家族の中で豊山町内に住民登録していない者(単身赴任者等) 該当者氏名 世帯主との続柄		
転入者記入欄		転入年月日	年 月 日	※ 年1月2日以降の転入者は、前 住所地の 年度住民税課税(非課 税)証明書を添付してください。
		前住所地での就学援助 の有無	有・無	
就学援助費について、下記の指定口座に振込みを依頼します。				
指 援 定 助 費 振 込 座 込	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫等	支店	※ 口座名義は父母どちらかとする。 (児童生徒の口座名義は不可)
	口 座 番 号	普通・当座：		
	フリガナ			
	口座名義人			
特記事項(申請に際し、特に事情等がある場合はご記入ください。)				

旧

様式第1号その1(第4条関係)

(表)

申請日年 月 日

豊山町長

年度 就学援助費申請書

裏面のとおり同意しますので、年度就学援助費を申請します。

記入者 (保護者)	ふりがな				
	氏 名				
児 童 生 徒 の 状 況	氏 名	生 年 月 日	学 校 名 ・ 学 年 ・ 組 ・ 番 号		
		・ ・	豊山町立 学 校 年 組 番		
		・ ・	豊山町立 学 校 年 組 番		
		・ ・	豊山町立 学 校 年 組 番		

住 所				
電 話	自 宅 () 連絡先 ()	— 【携帯 ・ 勤務先 ・ 】		
世帯構成 (該当児童生徒を含む)	ふ り が な 氏 名	生年月日	4月1日 現在年齢	職業(勤務先等)又は学校名・学年
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
	家族の状況	家族の中で豊山町内に住民登録していない者(単身赴任者等) 該当者氏名 世帯主との続柄		
転入者記入欄		転入年月日	年 月 日	※ 年1月2日以降の転入者は、前 住所地の 年度住民税課税(非課 税)証明書を添付してください。
		前住所地での就学援助 の有無	有・無	
就学援助費について、下記の指定口座に振込みを依頼します。				
指 援 定 助 費 振 込 座 込	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫等	支店	※ 口座名義は父母どちらかとする。 (児童生徒の口座名義は不可)
	口 座 番 号	普通・当座：		
	フリガナ			
	口座名義人			
特記事項(申請に際し、特に事情等がある場合はご記入ください。)				

豊山町就学援助費交付要綱の一部改正新旧対照表

新

様式第1号その2(第4条関係)

(表)

申請日 年 月 日

豊山町長

年度 就学予定者 就学援助費申請書

裏面のとおり同意しますので、 年度就学援助費を申請します。

記入者 (保護者)	ふりがな			
	氏 名			
就学予定者 の 状 況	氏 名	生 年 月 日	就学予定学校名	
		・ ・	学校	
		・ ・	学校	
		・ ・	学校	

住 所				
電 話	自 宅 ()	—		
	連絡先 ()	—	【携帯 ・勤務先 ・ 】	
世帯構成(就学予定者を含む)	ふ り が な 氏 名	生年月日	4 月 1 日 現在年齢	職業(勤務先等)又は在園・学校名・学年
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
家族の状況	家族の中で豊山町内に住民登録していない者(単身赴任者等) 該当者氏名 世帯主との続柄			
転入者記入欄	転入年月日	年 月 日	※ 年1月2日以降の転入者は、前 住所地の 年度住民税課税(非 課税)証明書を添付してください。	
	前住所地での就学援助の 有無	有・無		
就学援助費について、下記の指定口座に振込みを依頼します。				
指 援 定 助 費 口 振 座 込	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫等	支店	※ 口座名義は父母どちらかとする。 (就学予定者の口座名義は不可)
	口 座 番 号	普通・当座：		
	フリガナ			
	口座名義人			
特記事項(申請に際し、特に事情等がある場合はご記入ください。)				

旧

様式第1号その2(第4条関係)

(表)

申請日 年 月 日

豊山町長

年度 就学予定者 就学援助費申請書

裏面のとおり同意しますので、 年度就学援助費を申請します。

記入者 (保護者)	ふりがな			
	氏 名			
就学予定者 の 状 況	氏 名	生 年 月 日	就学予定学校名	
		・ ・	豊山町立 学校	
		・ ・	豊山町立 学校	
		・ ・	豊山町立 学校	

住 所				
電 話	自 宅 ()	—		
	連絡先 ()	—	【携帯 ・勤務先 ・ 】	
世帯構成(就学予定者を含む)	ふ り が な 氏 名	生年月日	4 月 1 日 現在年齢	職業(勤務先等)又は在園・学校名・学年
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
家族の状況	家族の中で豊山町内に住民登録していない者(単身赴任者等) 該当者氏名 世帯主との続柄			
転入者記入欄	転入年月日	年 月 日	※ 年1月2日以降の転入者は、前 住所地の 年度住民税課税(非 課税)証明書を添付してください。	
	前住所地での就学援助の 有無	有・無		
就学援助費について、下記の指定口座に振込みを依頼します。				
指 援 定 助 費 口 振 座 込	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫等	支店	※ 口座名義は父母どちらかとする。 (就学予定者の口座名義は不可)
	口 座 番 号	普通・当座：		
	フリガナ			
	口座名義人			
特記事項(申請に際し、特に事情等がある場合はご記入ください。)				

豊山町就学援助費交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧																												
(裏) 1 町民税等所管部署照会承諾書(町民税等課税・減免・その他措置状況照会の同意に関すること。) 就学援助の審査に伴い、豊山町長が関係所管部署に対して同一世帯の税務・各種減免資料、生活保護資料及び福祉手当資料等に基づく照会を行うことについて同意します。(同意されない場合は、「町民税等所管部署照会承諾書」の表示を二重線(=====)で削除してください。) 照会に同意されない方又は 年1月2日以降に豊山町に転入された方は、 年度住民税課税(非課税)証明書を提出してください。なお、提出されない場合には就学援助審査から除外します。 2 就学援助費請求受領事務委任状(就学援助費の請求、受領及び返納事務等の委任に関すること。) 認定されたときは、児童生徒の就学援助費の請求、受領及び返納に関する事務を、在籍する小・中学校の学校長及び教育委員会に委任することを承諾します。 3 申請及び交付決定後、<u>就学予定学校</u>に就学しなかったことが判明した場合は、申請が取り消されることに同意します。 【転入者確認欄】 就学援助費の支給審査にあたり、前住所地である 市・町・村における支給状況について、豊山町長が照会を行うことについて同意します。また、前住所地において既に交付を受けていた場合、交付を受けないことを承諾します。 (以下は、事務処理上必要のため保護者の方の記入は必要ありません。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>備</th><th>考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> 教育委員会事務局 受付印	備	考													(裏) 1 町民税等所管部署照会承諾書(町民税等課税・減免・その他措置状況照会の同意に関すること。) 就学援助の審査に伴い、豊山町長が関係所管部署に対して同一世帯の税務・各種減免資料、生活保護資料及び福祉手当資料等に基づく照会を行うことについて同意します。(同意されない場合は、「町民税等所管部署照会承諾書」の表示を二重線(=====)で削除してください。) 照会に同意されない方又は 年1月2日以降に豊山町に転入された方は、 年度住民税課税(非課税)証明書を提出してください。なお、提出されない場合には就学援助審査から除外します。 2 就学援助費請求受領事務委任状(就学援助費の請求、受領及び返納事務等の委任に関すること。) 認定されたときは、児童生徒の就学援助費の請求、受領及び返納に関する事務を、在籍する小・中学校の学校長及び教育委員会に委任することを承諾します。 3 申請及び交付決定後、<u>豊山町立学校</u>に就学しなかったことが判明した場合は、申請が取り消されることに同意します。 【転入者確認欄】 就学援助費の支給審査にあたり、前住所地である 市・町・村における支給状況について、豊山町長が照会を行うことについて同意します。また、前住所地において既に交付を受けていた場合、交付を受けないことを承諾します。 (以下は、事務処理上必要のため保護者の方の記入は必要ありません。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>備</th><th>考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> 教育委員会事務局 受付印	備	考												
備	考																												
備	考																												

豊山町就学援助費交付要綱の一部改正新旧対照表

新

様式第4号(第5条関係)

第 年 月 日 号

様

豊山町長印

年度就学援助費要保護認定通知書

先の就学援助申請については、審査の結果、次のとおり要保護として認定します。

記

1 認定期間 年 月 日 ～ 年 月 日
ただし、生活保護が廃止(停止)された場合には、廃止(停止)日の翌月1日から準要保護とする。

2 児童生徒 学校 年

3 援助経費

項 目	対象学年	援 助 額	支払予定時期
修 学 旅 行 費	小学校6年 中学校3年	実 費 (限度額あり)	1学期分は 8月 2学期分は 12月
卒 業 祝 金	小学校6年 中学校3年 (年3月1日現在要 保護認定者に限る。)	上 限 10,000円以内	年3月

【問合せ先】

旧

様式第4号(第5条関係)

第 年 月 日 号

様

豊山町長印

年度就学援助費要保護認定通知書

先の就学援助申請については、審査の結果、次のとおり要保護として認定します。

記

1 認定期間 年 月 日 ～ 年 月 日
ただし、生活保護が廃止(停止)された場合には、廃止(停止)日の翌月1日から準要保護とする。

2 児童生徒 学校 年

3 援助経費

項 目	対象学年	援 助 額	支払予定時期
修 学 旅 行 費	小学校6年 中学校3年	実 費 (限度額あり)	1学期分は 8月上旬 2学期分は 12月上旬
卒 業 祝 金	小学校6年 中学校3年 (年3月1日現在要 保護認定者に限る。)	上 限 10,000円以内	年3月下旬

【問合せ先】

豊山町就学援助費交付要綱の一部改正新旧対照表

新

様式第5号（第5条関係）

(裏)

準要保護児童生徒に対する援助項目一覧

援助項目	対 象		援助額	支払予定時期	備 考
新入学児童 生徒学用品費	小学校	1年	対象学年別で 規定する額	8月	4月1日の準要 保護認定者の み。 前年度に就学 予定者として 援助を受けた 者は除く。
	中学校	1年			
学 用 品・ 通学用品費	全 学 年	小学校1年 小学校2～6年 中学校1年 中学校2～3年	対象学年別で 規定する額	4～7月分は8月 8～11月分は12月 12月～3月分は3月	新入学児童生 徒学用品費の 対象者は通学 用品費の対象 としない。
校外活動費 (宿泊を伴う もの)	小学校	5年	実費 (限度あり)	1学期分8月 2学期分12月 3学期分3月	認定月以降に 実施された行 事に参加した 場合
	中学校	1年			
校外活動費 (宿泊を伴わ ないもの)	実施学年		実費 (限度あり)	1学期分8月 2学期分12月	同上
修学旅行費	小学校	6年	実費 (限度あり)	1学期分8月 2学期分12月	同上
	中学校	3年			
医 療 費	全学年		保護者負担額	医療券を学校に提出した日の翌月以降	治療内容は、 下記の疾病の み。 国立学校の児童生徒は除く。
学校給食費	全学年		実費	4～7月分の引落とされた学校給食費は9月以降に還付し、9月以降の学校給食費は免除する。 国立学校の児童生徒は除く。	

※ 医療費は、学校保健安全法施行令第8条に示される「トラコーマ及び結膜炎(アレルギー性結膜炎は対象外)」、「白癬、疥癬及び膿疱疹」、「中耳炎」、「慢性副鼻腔炎及びアデノイド(急性副鼻腔炎・アレルギー性副鼻腔炎は対象外)」、「う歯」、「寄生虫(虫卵保有を含む。)」の治療に要した経費について援助します。

※ 都道府県立学校の医療費及び学校給食費は、都道府県から援助されます。

※ 支払時期については、事務処理上前後することがあります。

旧

様式第5号（第5条関係）

(裏)

準要保護児童生徒に対する援助項目一覧

援助項目	対 象		援助額	支払予定時期	備 考
新入学児童 生徒学用品費	小学校	1年	対象学年別で 規定する額	8月上旬	4月1日の準要 保護認定者の み。 前年度に就学 予定者として 援助を受けた 者は除く。
	中学校	1年			
学 用 品・ 通学用品費	全 学 年	小学校1年 小学校2～6年 中学校1年 中学校2～3年	対象学年別で 規定する額	4～7月分は 8月上旬 8～11月分は 12月上旬 12月～3月分は 3月上旬	新入学児童生 徒学用品費の 対象者は通学 用品費の対象 としない
校外活動費 (宿泊を伴う もの)	小学校	5年	実費 (限度あり)	1学期分8月上旬 2学期分12月上旬 3学期分3月上旬	認定月以降に 実施された行 事に参加した 場合
	中学校	1年			
校外活動費 (宿泊を伴わ ないもの)	実施学年		実費 (限度あり)	1学期分8月上旬 2学期分12月上旬	同上
修学旅行費	小学校	6年	実費 (限度あり)	1学期分8月上旬 2学期分12月上旬	同上
	中学校	3年			
医 療 費	全学年		保護者負担額	医療券を学校に提出した日の翌月以降	治療内容は、 下記の疾病の み
学校給食費	全学年		実費	4～7月分の引落とされた学校給食費は9月以降に還付し、9月以降の学校給食費は免除する	

※ 医療費は、学校保健安全法施行令第8条に示される「トラコーマ及び結膜炎(アレルギー性結膜炎は対象外)」、「白癬、疥癬及び膿疱疹」、「中耳炎」、「慢性副鼻腔炎及びアデノイド(急性副鼻腔炎・アレルギー性副鼻腔炎は対象外)」、「う歯」、「寄生虫(虫卵保有を含む。)」の治療に要した経費について援助

※ 支払時期については、事務処理上前後することがあります。

報告第10号

令和7年度豊山町立小中学校の教務主任等の発令について

豊山町立小中学校管理規則（平成13年豊山町教育委員会規則第1号）第24条第1項の規定に基づき、令和7年度豊山町立小中学校に置く教務主任、校務主任、保健主事、司書教諭、生徒指導主事、進路指導主事及び主任養護教諭として、次のとおり命じましたので報告します。

記

1 教務主任等の任命内容について

学 校 名	教務主任等職名	氏 名	備 考
豊山小学校	教 務 主 任	小 栗 寿 美	継 続
	校 務 主 任	古 田 圭	継 続
	保 健 主 事	伊 藤 和 代	継 続
	司 書 教 諭	水 口 卓 也	継 続

学 校 名	教務主任等職名	氏 名	備 考
新栄小学校	教 務 主 任	下 本 寛 之	新 規
	校 務 主 任	前 田 絵 美	継 続
	保 健 主 事	神 谷 朋 美	新 規
	司 書 教 諭	加 藤 幸 江	新 規

学 校 名	教務主任等職名	氏 名	備 考
志水小学校	教 務 主 任	鷲 澤 徹	継 続
	校 務 主 任	小 林 泰 史	継 続
	保 健 主 事	山 崎 葵	新 規
	司 書 教 諭	小 川 百 合 子	継 続

学 校 名	教務主任等職名	氏 名	備 考
豊山中学校	教 務 主 任	加 藤 遊	新 規
	校 務 主 任	小 塚 信 彦	新 規
	保 健 主 事	竹 内 哲 子	継 続
	生 徒 指 導 主 事	木 納 一 輝	継 続
	進 路 指 導 主 事	水 野 祐 一 朗	新 規
	司 書 教 諭	水 野 雄 太	継 続
	主 任 養 護 教 諭	竹 内 哲 子	新 規

※ 関係条文

豊山町立小中学校管理規則（平成13年豊山町教育委員会規則第1号）

（教務主任）

第16条 学校に教務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教務主任を置かないことができる。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（校務主任）

第17条 学校に校務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、校務主任を置かないことができる。

2 校務主任は、校長の監督を受け、校務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（保健主事）

第19条 学校に保健主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、保健主事を置かないことができる。

2 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項を管理し、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（司書教諭）

第20条 学校に司書教諭を置く。ただし、学級数が11以下の学校については、司書教諭を置かないことができる。

2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

（生徒指導主事）

第21条 中学校に生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。

2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（進路指導主事）

第22条 中学校に進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、進路指導主事を置かないことができる。

2 進路指導主事は、校長の監督を受け、進路指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（主任養護教諭）

第23条 学校に主任養護教諭を置くことができる。

2 主任養護教諭は、校長の監督を受け、児童、生徒の養護に関する事項を整理する。

（教務主任等の発令）

第24条 第16条、第17条及び第19条から前条までに規定する教務主任、校務主任、保健主事、司書教諭、生徒指導主事、進路指導主事及び主任養護教諭は、当該学校の教諭（保健主事にあっては、教諭又は養護教諭、主任養護教諭にあっては、養護教諭、司書教諭にあっては、講習を終了した者）の中から校長の意見を聞いて、教育委員会が命じる。

2 第18条に規定する学年主任は、当該学校の教諭の中から校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

報告第 1 1 号

令和 6 年度第 1 回豊山町文化財保護審議会について

令和 6 年度第 1 回豊山町文化財保護審議会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 令和 7 年 2 月 1 7 日（月）午前 1 0 時から
- 2 開催場所 豊山町役場 3 階 会議室 5
- 3 出席者 委 員：水野智之（会長）、林進、加藤武、千田秀樹、岡島ひかる
事務局：栗山直樹課長、大下収悟グループ長、今井栄佑主任
- 4 議題 （１）令和 6 年度の文化財保護行政について
（２）令和 7 年度の文化財保護行政について
- 5 議事内容【抜粋】
 - （１）令和 6 年度の文化財保護行政について
特に意見なし
 - （２）令和 7 年度の文化財保護行政について
 - ・戦争体験記録映像は、非常にいい試みであり、ぜひ進めてもらいたい。
今後文化財に含めるかは別として、少なくとも教育資料としての価値はある。本人や家族等の了承を得ながら、記録映像を図書室に置くなどの活用を検討してもらいたい。
 - ・千松寺の楠保存にあたり、元々の価値が分かるよう現地に全盛期の様子が分かる写真をパネルで設置した方がよい。また、加工後に残った部分を小学校や役場等でどのように活用するか検討してもらいたい。

【議題（1）】令和6年度の文化財保護行政について

1 県・町の指定文化財の保存・管理

愛知県文化財保護条例及び豊山町文化財保護条例に基づき、県指定文化財2点、町指定文化財8点を指定している。また、指定文化財の所有者に対し、文化財の日常の維持管理及び活用の向上を図ることを目的として「豊山町文化財保存管理奨励交付金」を交付している。

（1）愛知県指定文化財

区分	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者又は代表者
有形	鑄造誕生仏立像	1 軀	S 29. 3. 12	木戸 76	常安寺
有形	木造地藏菩薩立像	1 軀	S 32. 9. 6	青山 1227	延命寺

（2）豊山町指定文化財

区分	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者又は代表者
有形	葬儀絵巻	1 巻	H5. 3. 31	青山 1227	延命寺
有形	狛犬	1 対	H5. 3. 31	木戸 69	八所神社
有形	薬師如来坐像	1 軀	H5. 3. 31	中之町 190	長寿寺
記念物	いちい榿	4 本	H5. 3. 31	青山 703	河村米光
記念物	楠	1 本	H5. 3. 31	青山 1756	千松寺
無形	木遣	—	H5. 3. 31	諏訪 210	木遣保存会
無形	神楽	—	H17. 4. 1	城屋敷 142	神楽保存会
無形	伊勢山神楽	—	H22. 4. 1	中之町 154	伊勢山神楽保存会

（3）豊山町文化財保存管理奨励交付金

- ・県指定文化財（有形 30,000 円）
 - ・町指定文化財（有形 20,000 円、無形 30,000 円、記念物 20,000 円）
- ※年度内に交付予定。

（4）豊山町文化財保存事業費補助金

該当事業なし

2 その他

- ・PR動画作成事業
- ・わくわくくらぶ「歴史」
- ・郷土資料室企画展
- ・青山神明遺跡における試掘調査

【議題（2）】令和7年度の文化財保護行政（案）について

1 戦争体験記録映像の制作（新規事業）

（1）背景と目的

令和7年は戦後80年という節目の年である。しかし、戦争の悲惨さを語ることができる体験者は高齢化により年々減少しており、貴重な記憶が失われつつある。本企画では、戦争を体験した豊山町出身者を対象にインタビューを実施し、その記憶を映像として記録する。この映像は当時の豊山町での出来事や写真資料も取り入れ、小学生高学年から中学生を対象に関心を持てる内容とするものである。作成した映像は、毎年8月に郷土資料室で開催している「今、考える平和展」において上映し、次世代への平和教育の一助とすることを目的とする。

（2）企画概要

①映像内容

戦争体験者へのインタビューを中心に、当時の豊山町に関する写真や資料を組み合わせる。映像は以下の内容を含む。

- ・戦争体験者の証言
- ・当時の豊山町の写真・資料（町誌、郷土文集など）
- ・平和の大切さを伝えるメッセージ

②映像の特徴

- ・映像時間：5分程度
- ・構成例：
 1. 写真や資料による当時の状況説明
 2. 戦争体験者の語り（インタビュー形式）
 3. 平和へのメッセージ（必要に応じて）

③活用方法

- ・毎年8月の「今、考える平和展」で上映する。
- ・町の行事で平和教育の資料として活用する。

（3）実施体制

①監修・インタビュー

新栄小学校前校長 小出芳子氏、志水小学校前校長 近藤良江氏

②制作

生涯学習課が以下を担当する。

- ・戦争体験者の調査およびインタビューの撮影
- ・映像編集および完成品の制作

（4）期待される効果

1. 戦争体験を記録することで、貴重な記憶を未来へ伝えることが可能となる。
2. 小中学生に戦争の悲惨さや平和の大切さを伝える教育的効果が期待される。
3. 地域住民が豊山町の歴史や平和について考える契機を提供することができる。
4. 作成した映像を保存し、将来の町の郷土資料として活用する。
5. 他地域や教育機関と連携し、平和教育を広げる取り組みに発展させる。

2 県・町の指定文化財

新たな文化財の指定があれば、諮問する。

3 指定文化財の保存・管理

(1) 豊山町文化財保存管理奨励交付金

令和6年度と同様に実施する。

(2) 豊山町文化財保存事業費補助金

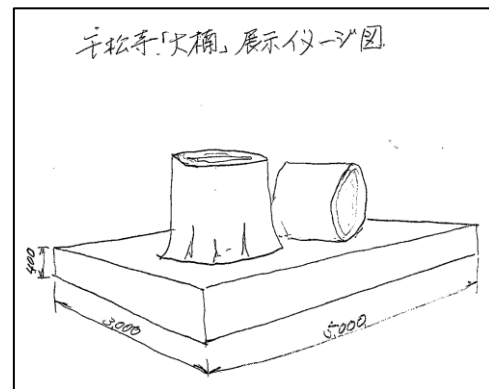
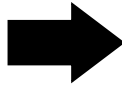
楠（千松寺）で補助予定あり。実施内容は（3）を参照。

(3) 町指定文化財「楠」について

平成29年頃から、衰弱してきた楠を活性化させるための施肥工事や養生工事、令和4年度には林委員による調査も実施してきたが、現在は枯れた状態となっている。令和5年度から、所有者である千松寺より腐ってしまう前に固めて展示したい旨の相談があり、内容を協議した結果、下図のとおり実施することとなった。



現在の様子



展示方法

4 その他

- ・PR動画作成事業
- ・わくわくくらぶ「歴史」
- ・郷土資料室企画展

報告第 1 2 号

令和 6 年度第 2 回豊山町生涯学習推進審議会について

令和 6 年度第 2 回豊山町生涯学習推進審議会を開催したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 令和 7 年 2 月 2 8 日（金）午後 2 時から
- 2 開催場所 豊山町役場 会議室 3 ・ 4
- 3 出席者 委 員：前田治（会長）、堀田裕子（副会長）、上原直人、
小出芳子、高山誠、渡邊登美子、伊藤章代、永末猛、
浅井恵子、竹内智恵子
事務局：服部正樹町長、安藤憲司事務局長、栗山直樹課長、
大下収悟グループ長、今井栄佑主任、安藤友佳館長、
下村雄太主任
- 4 議題
 - （1）【諮問事項】豊山町子ども読書活動推進計画（第 4 次）について
 - （2）令和 7 年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの企画・運営について②
 - （3）令和 7 年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画（案）について
 - （4）令和 6 年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の進捗状況について②
- 5 議事内容【抜粋】
 - （1）【諮問事項】豊山町子ども読書活動推進計画（第 4 次）について
 - ・子どもの読書を推進するには、子どもがスマホ等のデジタル機器に触る時間を減らさなければ難しく、デジタル離れを促す対策が必要である。併せて、スマホ等のデジタル機器が脳に与える危険性を周知する取り組みも必要である。読書の良さをアピールする直接的な施策とのバランスを考えながら進めてもらいたい。
 - ・アンケート対象を保護者と子どもに限定するのではなく、読み聞かせグループや学校司書、図書室の職員などにも広げることで、家庭教育、社会教育、学校教育の視点を踏まえた対応策が見えてくると思う。
 - ・電子化が進むと、今後自治体では図書館を廃止するという話も起きかねない。図書館で行うイベントの充実などで読書活動を推進するのもよいが、ハード面での対策も必要である。

- ・不読率（1月間に本を全く読まない人の割合）の改善を方針にするのもよいが、図書室の来場者も気にするべきと思う。豊山町の図書室は“借りないけど来る人”は少ないため、入りやすく、居座ってもいい雰囲気を作るとよい。

（２）令和７年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの企画・運営について②
特に意見なし

（３）令和７年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画（案）について

- ・戦争体験記録映像を郷土資料室で流すとのことだが、郷土資料室には中々出向かないので、学校で流すなど子どもが見るようにしなければ伝わらない。

（４）令和６年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の進捗状況について②

- ・お昼のときめきコンサートの参加率が低迷しているようであれば、とよやまチャンネルなど、配信での提供も検討してもらいたい。

【議題（1）】豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）について

1 諮問要旨

現代は情報があふれ、子どもたちは多くの選択肢の中から自分の道を見つけていくことが求められている。その中で、「読書」は新しい世界を知るきっかけとなり、人生のさまざまな場面で役立つ力を養う大切な手段のひとつである。読書を通じて、「言葉を学ぶ力」を身につけ、「感性を磨く力」を育み、さらに「表現力を高める力」や「想像力を豊かにする力」を伸ばしていくことができる。

本町では、子どもたちが自然と本に親しみ、読書を楽しめる環境を整えることで、読書を通じた学びや成長を支える取り組みを進めたいと考えている。単に「本を読みましょう」と促すのではなく、子どもたちが主体的に本を手に取り、自らのペースで読書を楽しめるような仕組みや支援が大切である。そのため、これからの時代にふさわしい読書活動のあり方を見据えながら、読書環境の整備を進める必要がある。

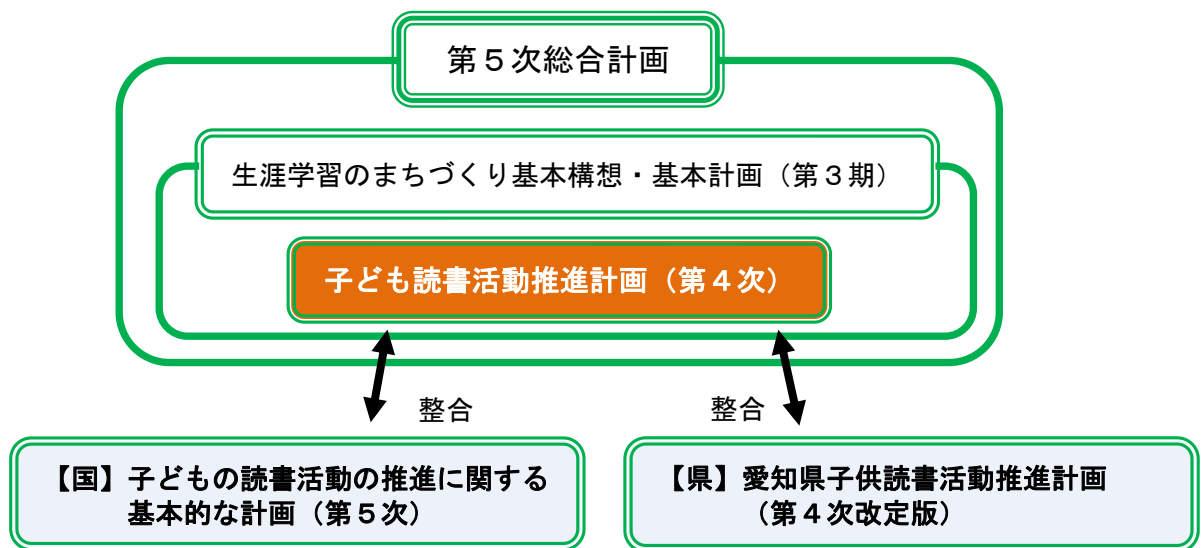
ついては、次期計画である「豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）」の策定にあたり、本町の子どもたちの読書活動をより効果的に推進できる施策の方向性等について、諮問する。

2 計画の位置付け

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条により、「市町村は、(国・県の)子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(等)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、**当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない**」とされている。

本町では、令和3年度に「豊山町子ども読書活動推進計画（第3次）（以下、第3次計画）」を策定し、子どもの読書活動を推進してきたところであるが、第3次計画の期間が令和7年度末をもって終了となり、引き続き、**子どもを取り巻く読書環境や町民ニーズの変化に対応する計画の策定が必要なことから、第4次計画を令和7年度中に策定する。**

なお、本計画は「豊山町第5次総合計画」の下位計画である「豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（第3期）」にて取り組む施策の一つとして位置付けられており、以下の関連する計画との整合性を図り策定する。



3 第4次計画策定の対象及びスケジュール

（1）対象・期間

①対象

- ・0歳から概ね18歳以下の子ども
- ・保護者や子どもの読書活動の推進に関わる大人、地域や学校、行政

②期間

- ・令和8年度から令和12年度までの5年間

（2）スケジュール

- ・第1回（令和7年2月）：計画策定の方向性と課題の整理等
第3次計画の進捗と課題を基に第4次計画の方向性を確認
アンケート調査の実施方法等
- ・令和7年7月頃：アンケート調査
- ・第2回（令和7年9月頃）：アンケート調査の検証、中間案の検討
- ・第3回（令和8年2月頃）：最終案の確認
- ・令和8年3月：第4次計画の完成

4 第3次計画の進捗状況と課題

（1）第3次計画の内容

- ・策定期間：令和3年度～令和7年度（計5年）
- ・計画の主な内容
 - ・基本目標1：家庭・地域・学校における読書活動の推進
 - ・基本目標2：町や学校図書室などの読書環境の充実
 - ・基本目標3：読書活動に関する理解と関心の普及

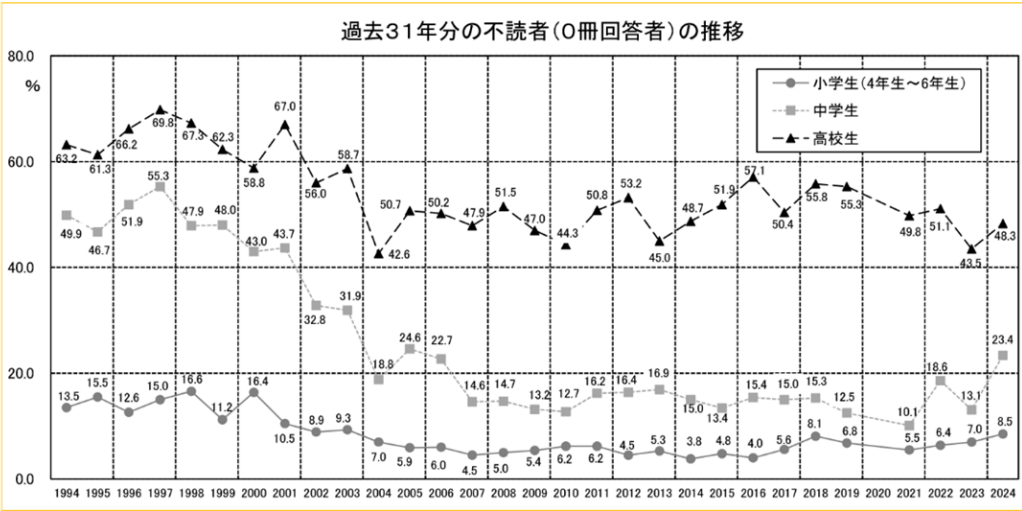
(2) 進捗状況と課題

第3次計画テーマ：「豊かな心をはぐくむ読書の推進」

基本目標	施策	進捗状況と課題
家庭・地域・学校における読書活動の推進	家庭における読者活動の推進	・保健センターによるブックスタート事業を実施している。また令和6年度よりこども応援課によるセカンドブック事業を開始した。 ・セカンドブックの受取りを図書室で行い、認知度の向上を図った。しかしながら、直接的に図書室の利用増加につながっていないためアンケートにて町民のニーズを確認する。
	町図書室における読書活動の推進	・小学2年生希望者に図書室資料貸出し利用カードを配付した。 ・小学生の社会見学及び中学生の職場体験の受入れを積極的に行った。
	学校における読書活動の推進	・新栄小・志水小・豊山中では朝読書を実施した。 ・春、秋の読書週間においてイベントを実施し図書の啓発活動を実施した。
町や学校図書室などの読書活動の充実	町図書室の充実	・令和4年に幼児遊戯室のリニューアルし、親子でくつろぎながら読書に親しむことのできる空間にした。さらに絵本100冊が寄贈され幼児遊戯室に配架した。幼児遊戯室はリニューアル後、多くの親子に利用された。 ・町図書室内に豊山町著名人コーナーを設置した。 ・図書室のサービスは第3次計画期間中充実を図った。第4次計画においても継続してサービスの充実を図る（図書室主催イベントの実施など）。
	町施設との連携	・除籍図書を各町内施設及び一般利用者に無償譲渡し、図書の再利用を図った。
	学校図書室の充実	・毎年、新規図書を購入し、資料の充実を図った。
読書活動に関する理解と関心の普及	啓発事業の充実	・「ゆめっ子」及び「絵本の森」によるおはなし会を実施した。「ゆめっ子」は社会教育センターだけでなく町内施設においても読み聞かせを実施した。 ・「ゆめっ子」は長年の功績が認められ令和6年に緑綬褒章を受章した。 ・一方、おはなし会の参加者は年々減少傾向にあるため、参加者増加に向けた取り組みが必要である。
	情報の収集・提供	・図書室だより（書窓）を発行し、図書室に配架されている図書を紹介するコラムや新刊紹介を掲載した。

(3) 現状

① 全国不読率：年々、減少傾向にある。

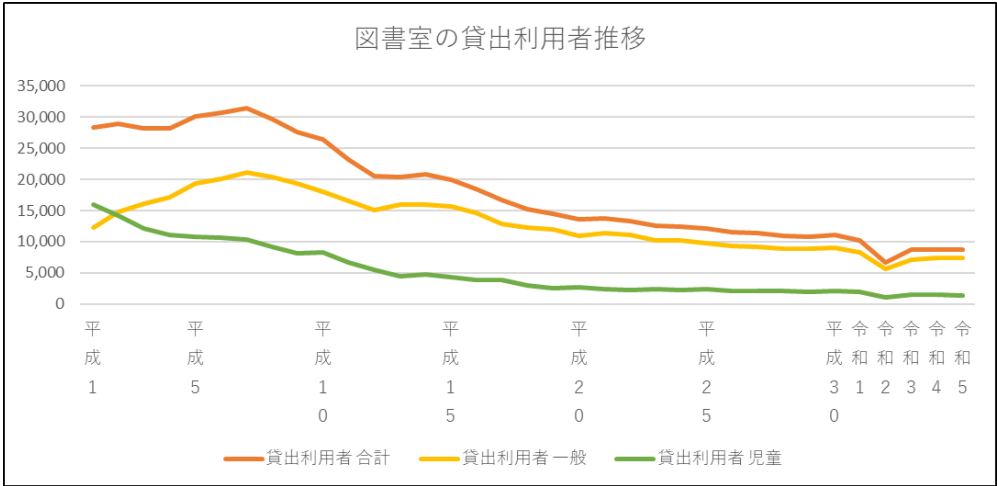


学校読書調査（全国学校図書館協議会『学校読書調査（2024年）』より）

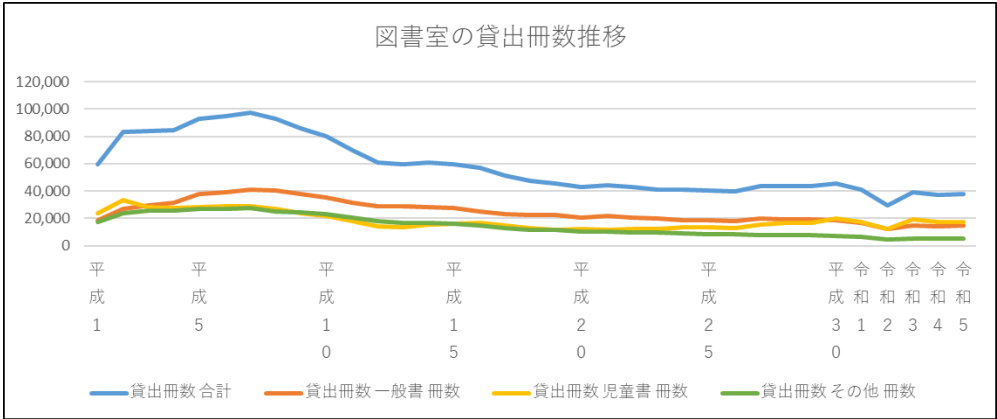
②豊山町図書室

- ・利用人数・貸出冊数ともに大きく減少している。特にピーク時である平成7年頃と比較すると、3分の1程度まで減少しており、図書室離れが顕著に表れている。
- ・第3次計画期間も微減傾向（令和2年度～令和5年度）

■ 図書室の貸出利用者推移



■ 「図書室の貸出冊数推移」



5 第4次計画の方向性と対応策（案）

（1）国・県の動向

・国の動向

令和5年3月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第5次）」

- ① 不読率の低減
- ② 多様な子どもたちの読書機会の確保
- ③ デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ④ 子どもの視点に立った読書活動の推進

・県の動向

令和6年3月「愛知県子供読書活動推進計画（第4次改定版）」

- ① 家庭、地域、学校等における取組の充実
→ 子どもの自主的な読書活動に向けた取組を推進
- ② 子供読書活動推進支援の一層の充実
→ 家庭、地域、学校、図書館等が相互に協力・連携体制を整え、読書普及啓発事業を推進

（2）計画の方向性（案）

『「不読率」の改善』

→ 図書室（町・学校）の利用増を目指すことで「不読率」を改善する。

（3）対応策（例）

①読書離れへの対応

図書室に行きたいと思ってもらえる取組を行う。子どもが「もっと本を読みたい」「読書が好き」という気持ちを育み、読書週間を定着させ読書時間を確保できる取組を行う。

- ・図書室イベントの開催（例）図書室の仕事体験、ビブリオバトルなど

ビブリオバトルとは

子どもたちが、自分が好きな本の内容や面白さを紹介し、観覧者の質疑の後、一番読みたくなった本に投票してもらいゲーム感覚で行うことのできる「書評合戦」。

②読書する手段の増加

読書をする利用手段を増やし、読書人口を増やす取組を行う。国の上位計画に明記されている「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」という観点から次の2点の取組みの実施を目指す。

- ・電子書籍の導入
- ・障害のある子どもへのサービス充実（読書バリアフリー法）

6 アンケート概要

(1) 目的

子どもの読書活動のニーズ及び課題の把握を目的とする。家庭教育・社会教育・学校教育の観点から対応策の方向性の確認や検討に活用する。

(2) アンケート詳細

対象	方法
0～3歳（未就園児）の子どもを持つ保護者	対象宅に郵送予定（またはQRコード）
4～6歳（保育園・幼稚園児）の保護者	各保育園・幼稚園に配布予定
7～15歳（小中学生）	各学校に配布予定
7～15歳（小中学生の保護者）	各学校に配布予定（またはアプリ）
16～18歳（高校生）	対象宅に郵送予定（またはQRコード）

(3) 質問（案）

①不読率に関する質問

- ・あなたは本を読むのが好きですか
- ・〇月中に何冊本を読みましたか
- ・(0冊と答えた方に) 本を読まなかったのはなぜですか

②家庭読書に関する質問

- ・子どもにどれだけの頻度で読み聞かせを行っていますか
- ・1日にどれだけの時間、読み聞かせを行いますか
- ・小さいころ、家の人に絵本などを読んでもらったことはありますか

③町図書室に関する質問

- ・どれだけの頻度で町図書室を利用しますか
- ・どのような町図書室なら行ってみたいですか

④学校図書室に関する質問

- ・どれだけの頻度で学校図書室を利用しますか
- ・どのような学校図書室なら行ってみたいですか

【議題（2）】令和7年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの企画・運営について②

1 令和7年度プログラム（案）

今年度を実施した 33 種目から 4 種目減少し、生涯学習講座（11 種目）、わくわくくらぶ（18 種目）の計 29 種目を実施する。

No.	プログラム	定員	対象
1	幼児体操教室①	25 組	未就園児・年小と親
2	幼児体操教室②	30 人	年中・年長
3	児童体操教室	30 人	小学 1～3 年生
4	ノルディックウォーク教室	15 人	中学生以上
5	ニュースポーツ教室	50 人	小学校以上
6	子ども運動体操教室	50 人	小学生
7	ドッジビー教室	50 人	小学生と親
8	ユニバーサルスポーツ教室	50 人	小学生以上
9	スラックライン体験教室	15 人	小学生以上
10	スポーツレクリエーション教室	30 人	小学 4～6 年生
11	愛知駅伝に向けた練習会	50 人	年齢不問
12	バウンドテニス	20 人	小学生以上
13	チュックボール	20 人	
14	ミニソフトバレー	30 人	
15	ソフトボール	30 人	
16	ソフトテニス	14 人	
17	バスケットボール	20 人	
18	陶芸	12 人	
19	昔のあそび	15 人	
20	茶道	10 人	
21	銭太鼓	15 人	
22	あみもの	20 人	
23	太鼓	15 人	
24	将棋	20 人	
25	アレンジフラワー	16 人	
26	吹奏楽	30 人	
27	合唱	30 人	
28	歴史	10 人	
29	篠笛	10 人	

2 変更内容

①生涯学習講座（スポーツ系）

- ・ミニソフトバレー教室：廃止する。
- ・愛知駅伝に向けた練習会：今年度から愛知駅伝に向けた練習会を6月から翌3月まで開催している。愛知駅伝に参加する・しないに関わらず、未就学児から 60 代まで 65 人以上が参加し、大変好評であることから、総合型の講座として実施する。

②わくわくくらぶ

- ・講師の都合により、三味線・フラダンスを廃止し、18 プログラムを実施する。

【議題（3）】令和7年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画（案）について

1 令和7年度実施計画方針

「豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（第3期）」の施策の体系に基づいて様々な生涯学習実施計画関連事業を実施し、町民に多様な学習機会を提供する。

また、後継者育成や少子化問題が生じている中で、特に生涯学習機会の基礎となる「人づくり」と「地域づくり」の視点から、施策を強化・実施するなど新たな取り組みを行う。

2 第3期計画の施策の体系

第3期計画のテーマ
「いつでも」「どこでも」「だれでも」学べる 人が輝く生きがいタウン

基本目標	施策	R7年度 事業数
1 生涯学習活動の推進	1 学ぶ機会の充実	3
	2 社会教育施設の整備・充実	5
2 家庭教育支援の充実	1 家庭の教育力向上の支援	2
	2 地域の教育力向上への支援	1
	3 子どもの豊かな心を育む学習支援	2
3 芸術・文化の充実	1 芸術・文化活動の推進	2
	2 文化財・郷土資料の保存・活用	2
4 スポーツの充実	1 スポーツに関わる機会の創出	2
	2 スポーツによる町のにぎわいづくり	4
	3 スポーツ施設・環境整備の推進	3
5 その他		5

3 実施計画

※主な事業を紹介

基本目標1 生涯学習活動の推進

1 学ぶ機会の充実

事業名	事業概要	
学習ニーズに対応した学習プログラムの提供事業	生涯学習活動に関する情報を提供するため、生涯学習情報誌「生きがいタウン」を年2回（4月、9月）発行する。9月からページ数を増やし、「わくわくくらぶ」の紹介ページを追加する。また、周知用のチラシを作成し、広報に折り込み全戸配布する。	拡充

2 社会教育施設の整備・充実

事業名	事業概要	
社会教育センター管理一般事業	社会教育センターの運営にかかる一般管理事務を行う。	継続

基本目標2 家庭教育支援の充実

1 家庭の教育力向上の支援

事業名	事業概要	
家庭教育講演会事業	家庭教育の重要性の普及、啓発を図るため、小中学校の児童・生徒を持つ保護者を対象に、家庭・地域での教育力向上を啓発し、その実践を促進する講演会、相談事業を開催する。	継続

2 地域の教育力向上への支援

事業名	事業概要	
総合型地域スポーツ・文化クラブ事業（わくわくくらぶ）	子どもたちと保護者や家族・地域の大人たちが参加できる多世代参加型事業。ボランティアによる指導者のもと多様な文化・スポーツ教室を提供する。	継続

3 子どもの豊かな心を育む学習支援

事業名	事業概要	
青少年生活指導事業	教育、福祉、防犯等、各関係団体の連携協力のもと、豊山町青少年育成会議を設置し、その参加団体による町内巡回パトロールを行うとともに、小中学校の生徒指導推進事業を支援する。	継続

基本目標3 芸術・文化の充実

1 芸術・文化活動の推進

事業名	事業概要	
文化振興事業	コンサート、落語、演劇などの優れた文化・芸術にふれる機会を提供するため、文化振興事業を行う。	継続

2 文化財・郷土資料の保存・活用

事業名	事業概要	
郷土資料室事業	戦争体験記録映像の制作を通じて、ここ豊山町で戦争を体験された方の貴重な記憶を後世に継承する。また、制作した映像を毎年8月に開催される『今、考える平和展』などの場で上映する。	拡充

基本目標4 スポーツの充実
1 スポーツに関わる機会の創出

事業名	事業概要	
総合型地域スポーツ・文化クラブ事業	令和6年度に展開を始めた「愛知駅伝に向けた練習会(愛知駅伝練習会)」を正式クラブとして新設し、地域のスポーツ・文化活動を一層充実させる。	拡充

2 スポーツによる町のにぎわいづくり

事業名	事業概要	
愛知駅伝への参加・支援事業	令和6年度に引き続き、講座として練習会を開催する。また、この練習会は総合型地域スポーツ・文化クラブとして実施する。また、サポート会議で選手の選考方法等を決定し、記録会を開催の上、大会に参加する。	継続

3 スポーツ施設・環境整備の推進

事業名	事業概要	
豊山グラウンド維持管理事業	グラウンド内建具を利用者が安全、快適に利用できるように計画的に改修工事を実施する。	継続

【参考】第1回生涯学習推進審議会で提案した「夏休み特別講座・イベント」(案)

算数、生物、料理など様々な分野の体験ができる、子ども向けの「夏休み特別講座・イベント」を新設。子どもたちが自ら学び、成長できる環境を提供することにより、未来を担う子どもたちの可能性を広げ、地域活動への関心を育むことを目的として実施する。

1	水合戦	6	ヘアメイク教室
2	化石発掘体験	7	VR体験(豊寿大学内)
3	昆虫採集&標本づくり	8	中部大学連携講座
4	楽しい算数教室	9	楽しく学ぼうキッズ英会話
5	和菓子づくり体験		

【議題（4）】令和6年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の進捗状況について②

※主な事業を紹介

基本目標1 生涯学習活動の推進

1 学ぶ機会の充実

事業名	事業概要		令和6年度 進捗状況
学習ニーズに対応した学習プログラムの提供事業	町全体での生涯学習活動の推進を図るため、生涯学習推進審議会を設置し、運営の支援を行う。	継続	生涯学習情報誌「生きがいタウン」の後期講座から、表紙のレイアウトを大きく変え、子供向けの特集ページを作成した。また、9月27日に生涯学習推進審議会を開催し、「部活動の地域移行について」など意見を交わした。
生涯学習関係団体・機関との連携による講座の開設事業	町民の自発的な学習意欲を高めるために、子どもから高齢者までライフステージにあった生涯学習講座を開催する。	継続	町民のニーズに合わせた新たな講座として「3Dプリンターでモノづくり!」や「Xmas デュリースパンを作ろう」を実施した。

2 社会教育施設の整備・充実

事業名	事業概要		令和6年度 進捗状況
社会教育センター管理一般事業	社会教育センターの運営にかかる一般管理事務を行う。	継続	利用者が安心、安全に利用できるように施設の維持管理に努め、効率的な施設運営を継続している。

基本目標2 家庭教育支援の充実

1 家庭の教育力向上の支援

事業名	事業概要		令和6年度 進捗状況
家庭教育講演会事業	家庭教育の重要性の普及、啓発を図るため、小中学校の児童・生徒を持つ保護者を対象に、家庭・地域での教育力向上を啓発し、その実践を促進する講演会、相談事業を開催する。	継続	12月21日に「ネット上でのモラルとSNSを介した「自撮り」や「闇バイト」等のトラブルについて」をテーマに講演を開催し、24人が参加した。

2 地域の教育力向上への支援

事業名	事業概要		令和6年度 進捗状況
総合型地域スポーツ・文化クラブ事業（わくわくくらぶ）	子どもたちと保護者や家族・地域の大人たちが参加できる多世代参加型事業。ボランティアによる指導者のもと多様な文化・スポーツ教室を提供する。	継続	新たな種目として「合唱」「篠笛」「歴史」の3種目を開設した。「歴史」は中部大学教授を講師に迎え、町内外の施設見学等を行った。

3 子どもの豊かな心を育む学習支援

事業名	事業概要		令和6年度 進捗状況
青少年生活指導事業	教育、福祉、防犯等、各関係団体の連携協力のもと、豊山町青少年育成会議を設置し、その参加団体による町内巡回パトロールを行うとともに、小中学校の生徒指導推進事業を支援する。	継続	第1回青少年育成会議を7月2日に開催した。また合同街頭指導4回、巡回指導を9回実施した。

基本目標3 芸術・文化の充実

1 芸術・文化活動の推進

事業名	事業概要		令和6年度 進捗状況
文化振興事業、お昼のときめきコンサートの充実事業	コンサート、落語、演劇などの優れた文化・芸術にふれる機会を提供するため、文化振興事業を行う。 気軽に音楽芸術にふれる機会を提供するため、クラシックを中心にしたミニコンサートを行う。	継続	3月2日に、歌手・声優・俳優で活躍中の「松本梨香」による「松本梨香トーク&ライブ」を開催する予定。定員300名に対して、450名を超える多数の応募があった。 お昼のときめきコンサートは、5月、8月、11月、2月の年4回開催した。

2 文化財・郷土資料の保存・活用

事業名	事業概要		令和6年度 進捗状況
文化財の保存・活用事業	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議を求めため文化財保護審議会を開催する。	継続	2月17日に文化財保護審議会を開催し、令和7年度の文化財保護行政について意見交換を行った。
郷土資料室事業	郷土資料室の企画展を開催する。	継続	「今、考える平和展」を7月30日から9月1日まで開催した。

基本目標4 スポーツの充実

1 スポーツに関わる機会の創出

事業名	事業概要		令和6年度 進捗状況
総合型地域スポーツ・文化クラブ運営事業	小さな子どもからお年寄りまで、初心者からトップレベルの方までなど様々な人たちが参加できる「多様目・多世代・多志向」の文化・スポーツ教室を提供する。	継続	新たな教室としてドッジビー教室・大会を開催した。定員いっぱいの50人ほどが参加し、各チームで熱く対戦した。

2 スポーツによる町のにぎわいづくり

事業名	事業概要		令和6年度 進捗状況
愛知駅伝への参加・支援事業	愛・地球博記念愛知県市町村対抗駅伝競走大会(12/7)に豊山町代表選手を編成して出場する。	継続	生涯学習講座として駅伝の練習会を実施した。参加者は60人を超え、大いに盛り上がった。また、チームサポート会議や記録会により代表選手を決定し、大会に出場した。

3 スポーツ施設・環境整備の推進

事業名	事業概要		令和6年度 進捗状況
豊山スカイプール維持管理事業	豊山スカイプールの運営、施設設備維持管理を、一括して地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度により行う。	継続	熱中症対策や遊泳者への安全対策、施設の老朽化に伴う安全対策、駐車場対策を行いながら開場した。

その他

事業名	事業概要		令和6年度 進捗状況
二十歳の集い事業	20歳を迎えた若者を祝す催しを開催する。	継続	「感謝の手紙」の朗読や、「思い出のムービー」の上映を催し中に実施した。